

大子町に建設工事入札参加資格を申請する方へ

1 社会保険加入の要件化

建設工事の申請受付に際しては、経営事項審査基準日時点で、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）への加入を要件とします（法令等に基づき適用を除外されている者は除く。）。

2 法定外労災保険加入の要件化

建設工事の申請受付に際しては、経営事項審査基準日又は申請日時点で、法定外労災保険への加入を要件とします。

3 申請受付業種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。

ただし、格付を行うのは、町内業者（町内に建設業法上の主たる営業所を有する業者）かつ土木一式、建築一式、舗装、水道施設の4業種に限ります。

4 名簿の有効期間

令和9年3月31日まで（有効期間の始期については、「令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

5 名簿の公表方法等

有資格者名簿につきましては、閲覧（大子町役場財政課）及びインターネット（大子町役場ホームページ）で公表します。

6 個別書類について

個別書類はありません。

7 問い合わせ先

大子町役場 財政課 契約管財担当

〒319-3521

茨城県久慈郡大子町大字北田気662番地

電話 0295-72-1119 内線232

E-mail: zaisei@town.daigo.lg.jp